先日、開催しました「第４回景観づくり住民懇談会」では、参加者で様々な意見交換・話し合いが行われました。
当日の勉強会の資料を配布しますので、是非ご覧ください。
（資料の配布を希望される方は、お手数ですが建設水道課　建設係
電話０２６１－８２－２２０４までご連絡ください。）

「誰もが住みたい小谷村」を目指して

第４回小谷村景観づくり住民懇談会

令和元年（2019年）9月25日

小 谷 村

１．前回のふりかえり

第３回懇談会では、
小谷村の景観づくりの地域区分について
意見を出し合いました。

第３回小谷村景観づくり住民懇談会◆地域区分と景観づくりルール

グループ討議表

A グループ

地域区分（案）		①地域区分（案）への意見	②景観づくりのルール：配置	規模	形態・意匠	色彩等	その他
普通地域	山岳・高原地域（国立公園）	小谷温泉 大海 海辺川原（雨飾高原 キャンプ場の線） 栂池自然園～白馬大池					
普通地域	山地・森林地域	農山村地域でも朝日 風景の広がる蒲田や平岡は重点地域に。 下里瀬から見る立山（山地） 西山スキー場（山地森林地域）	森林に関して バラバラではなく 特色のある種類で まとまるなど、方法を考える。 市内業者の意見を聞いて、整備をする。 中谷（山地森林）	川について 魚は放流と流のくり返しだけでなく。 川自体を豊にすることを考える。	サルの問題を、そもそも考える	地区の意見、として も聞く 地域との意見交換が必要。	山地・森林 東山村や 沿道から見える エリア（中景） 河川、砂防工事 自然環境で配慮した 施工項目も有れば 良いのかな…（ルール）
普通地域	農山村地域	数箇年たって 杉・その他木が大きくなって、元の景色が見えなくなる 歩むな 平間のすぎ川 そばづくり 場合は。 動物と人家（人）との共存について しっかり考えていく。	西山林道地 良く見える所は 所々窓を開け 遠見が出来るように	千国真木遠方から見える所有ったが 今見えなくなって来ている。	歴史的に千国街道の 宿場、大網、千国、北原 の街並みは重点地域に	栗山村 栗地と住家が 混在する地域で あり沿道であっても栗山村	電波塔などの 建造物、もうちょと 主要道路から離して 建築するルールを（ルール）
普通地域	沿道	千国、和中（宿場） 下里瀬（宿場） 土谷（神社仏閣） 真木（遊歩行）	川原・小谷・糸魚川線の不明部分を 緑地としても良い	沿道 道から見える 景観が まとまれるか 範囲	沿道 道から見える 景観が まとまれるか 範囲の	立山 頂上からの景観	
重点地域	スキー場地域		観光地 として大きく 区分する。	重点エリア 沿道、東西も含め た地域で区分 していけばどうか？			
重点地域	温泉地	温泉地について この建物だけで良 周辺地域（集落）を 含めた景観づくりが 必要では？ 温泉地と 農山村は 重複する場所 多い 姫川温泉全域 農山村地域にも 該当するが…、重点地域方 整備地域方 どう活優先する？（区分）					
重点地域	塩の道	大網地区 歴史的・文化的 中心地域ではは？ 小谷温泉・栂池 山地・森林地区 に入れないか。 国立公園への 流れ、道・水 2つの国立公園への 感心を広げる 工夫・道の整美					

出された意見：地域区分について

地域区分が該当する具体的な場所の例

区分（案）	該当する具体的な場所の例	
山地・高原	● 大海川 （雨飾高原キャンプ場の奥）	● 栂池自然園～白馬大池 ● 小谷温泉
山地・森林	● 西山林道 ● 中谷 ● 下里瀬から見る立山	● 山地、森林、農山村等沿道から眺めるエリア（中景）
農山村	● 農山村全体 ● 平間の棚田	● そば畑
沿　道	● 千国 ● 雨中（塩の道） ● 下里瀬（塩の道）	● 土谷（水仙街道） ● 真木（徒歩のみ）

出された意見：地域区分について

地域区分の方法について【普通地域】

区分（案）	地域区分の方法についての意見
山地・高原	（特になし）
山地・森林	● 森林に関してバラバラではなく、特色のある種類でまとめる。 ● 小谷村の強みは山などからの眺望なので、普通地域の中にも重点地域がある。
農山村	● 自然（動物）と人との共存についてしっかり考えていく。 ● 観光地は重点地域にして、農山地は観光地以外の地域にしてはどうか。 ● 農地と住居が混在する地域があり、沿道であっても農山村に該当する。
沿　道	（特になし）

出された意見：地域区分について

地域区分の方法について【重点地域】

区分（案）	地域区分の方法についての意見
スキー場地域	● 観光地として大きく区分する。 ● 沿道、農地を含めた地域で区分けしてはどうか。
温泉地	● 温泉地は温泉を営業している建物とその敷地となっているが、周辺地域（集落）を含めた景観づくりが必要では？
塩の道	● 大網地区は歴史的・文化的な中心地域に位置付けられるのでは？

出された意見：地域区分について

地域区分の方法について（全体）

- 専門家の意見を聞く（例：歴史・文化など）。
- 地区の意見としても聞く。
- 地域との意見交換が必要。
- 多くの人の意見を聞いて、慎重にゆっくりと進めるべき。
- 眺望が小谷村の特徴なので、地域区分に位置付ける。（例：立山頂上）
- 地域区分は土地利用をもとにするのではなく、集落ごとの区分のようにもう少し細分化すべき。

出された意見：地域区分について

参考：各区分での景観づくり等に関する意見

区分（案）	景観づくり等に関する意見
山地・森林	● 川について、魚は放流と漁の繰り返しだけでなく、川全体を豊かにする。 ● 猿の問題を考える。 ● 登りやすい1000m程の山がたくさんあり、そこから見える昔からの眺望を守る。 ● 西山林道ほか、良く見える場所は所々窓を開け（＝木を伐って）、眺望が得られるようにする。
農山村	● 数十年経つと杉・その他木が大きくなって、以前は見えていた風景が見えなくなる（千国・真木等、遠方から見えていた所が、見えなくなってきている）。
沿　道	● 電波塔等の建造物を、もう少し主要道路から離して設置するルールを作る。 ● 県道114号川尻・小谷・糸魚川線の通行不能部分を復活してもらいたい。

出された意見：地域区分について

参考：その他寄せられた意見

- 国が姫川で伐採の事業をしているが、景観としてはどうなのか。
- 区域に関わらず森林整備をしてほしい。
- 小谷村を観光地として捉えるのではなく、 山間地や歴史的町並みとして捉えるべき。
  - 白馬村や白川郷のような観光地にしてほしくない。ありのままの小谷で来て良かったと思ってもらいたい。
  - 便利にして観光客が増えれば税収も上がると思うが、それと共に失うこともある。
- 魚や虫が生息できる自然を取り戻したい。
- 「２つの国立公園」への関心を広げる工夫が必要。

※打合せ時協議事項

寄せられた意見への対応

- 地域区分（案）は大きく変更する必要はない？
  - 「スキー場地域」を広げて「観光地」とする？
  - 「温泉地」の範囲
- 歴史・文化の視点から、景観づくりを重点的に行うエリアを抽出する？
  - 大網、千国等

- 出された意見・要望等について、個別の事項は各担当課で参考としていただく。
  →担当課から意見・要望等へのフィードバックがあると良い
  （最終的には関連施策・事業として計画への記載を検討）

２．説明事項

①景観づくりの地域区分について
②景観づくりの基本方針について
③地域区分ごとの行為規制基準について
※いずれも前回（第３回）の再説明です。

①景観づくりの地域区分について

どのようなものか？

- 景観づくりの単位となる地域です。
  ☞この区分ごとにルールが変わってきます。
- 前回の懇談会で、これまでの懇談会・勉強会等での意見により、案として７つの区分を設定しました。
  （普通地域：４、重点地域：３）

①景観づくりの地域区分について

長野県景観育成計画では…

● 次の４つに区分されています。

区　分	該当する地域
都　市	●都市計画法に基づき用途地域として定められた地域　※小谷村では該当なし
沿　道	●高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30mの地域
田　園	●国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（都市、沿道に該当する地域を除く）
山地・高原	●都市、沿道、田園に該当する地域以外

小谷村はこのいずれかに該当します

前提：村民アンケート結果

「村内の大切にしたい・自慢したい景観」回答として挙げられた場所の集約結果

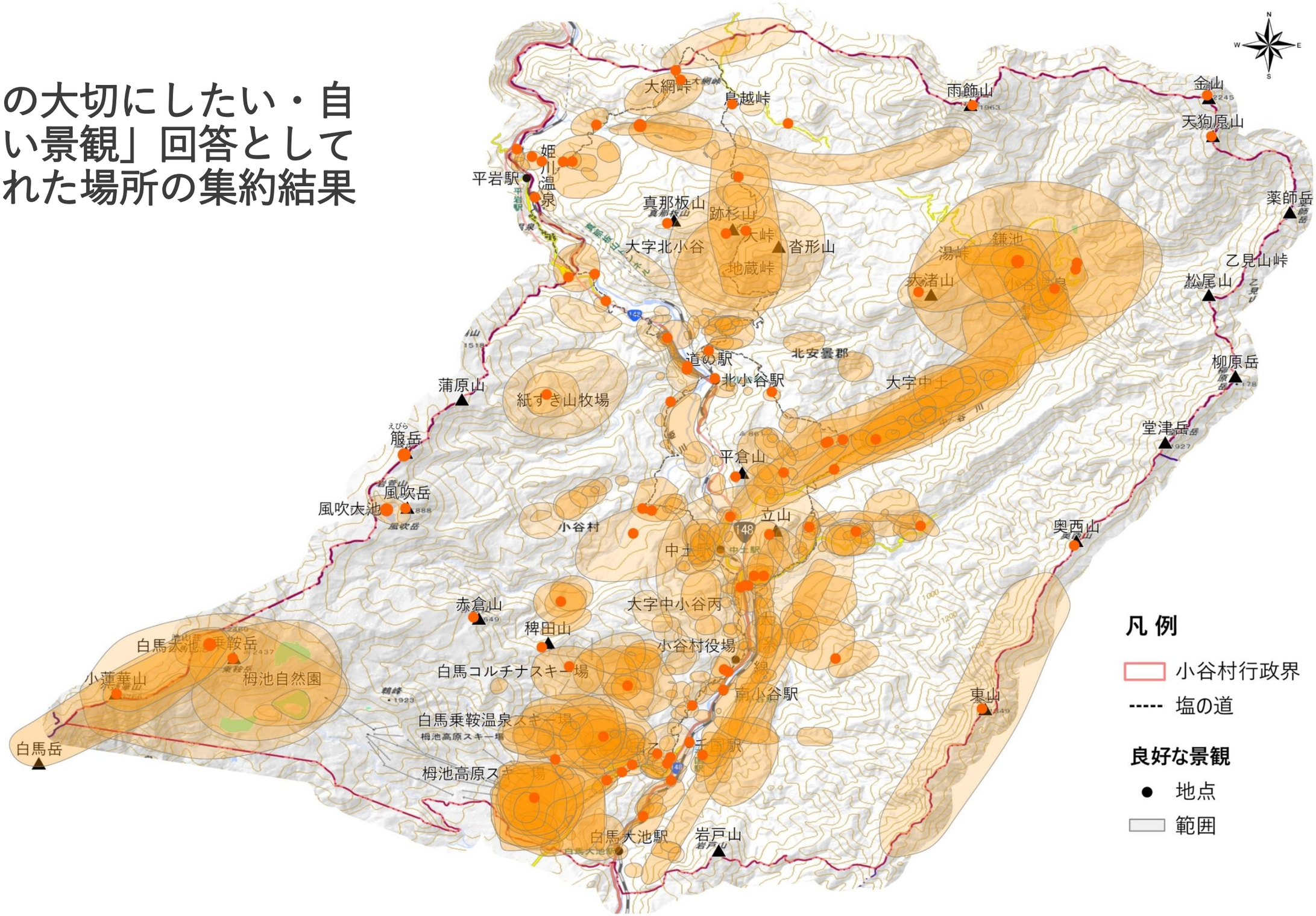

①景観づくりの地域区分について

小谷村での地域区分（案）：普通地域

区　分	該当する地域（案）
山岳・高原 （国立公園）	● 中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園に該当する地域
山地・森林	● 森林地域（国有林・民有林）のうち、山岳・高原地域以外の地域、河川区域
農山村	● 農振農用地区域と山岳・高原、山地・森林、沿道、塩の道以外の地域
沿　道	● 一般国道、県道及び村が指定する主要な道路の両側30mの地域

①景観づくりの地域区分について

小谷村での地域区分（修正案）：重点地域

区　分	該当する地域（案）	該当する地区（案）
スキー場	● スキー場及び農山村に該当する地域のうち、村が指定する地域	栂池南、栂池北、蕨平、若栗、里見、土倉
温泉地	● 温泉を営む建造物及びその敷地	小谷温泉、姫川温泉
塩の道沿道	● 塩の道の両側30mの地域	（塩の道が通過する地区）

長野県及び県北部市町村との比較

小谷村（案） 重点地域	小谷村（案） 普通地域	長野県	飯山市	山ノ内町	高山村
	山岳・高原地域（国立公園）	山地・高原	山地・高原地域	高原地域（国立公園）	牧場景観ゾーン
スキー場地域	山地・森林地域			山地・高原地域	渓谷景観ゾーン
温泉地	農山村地域	田 園	山麓田園地域	山麓田園地域	山村景観ゾーン
			田園地域	田園地域	農山村景観ゾーン
					農住混合景観ゾーン
	（該当なし）	都 市（用途地域）	市街地地域	市街地地域	（該当なし）
			市街地商業地域		
塩の道	沿 道	沿 道	沿道市街地	※上記面的地域に含む	※上記面的地域に含む

地域区分（修正案）

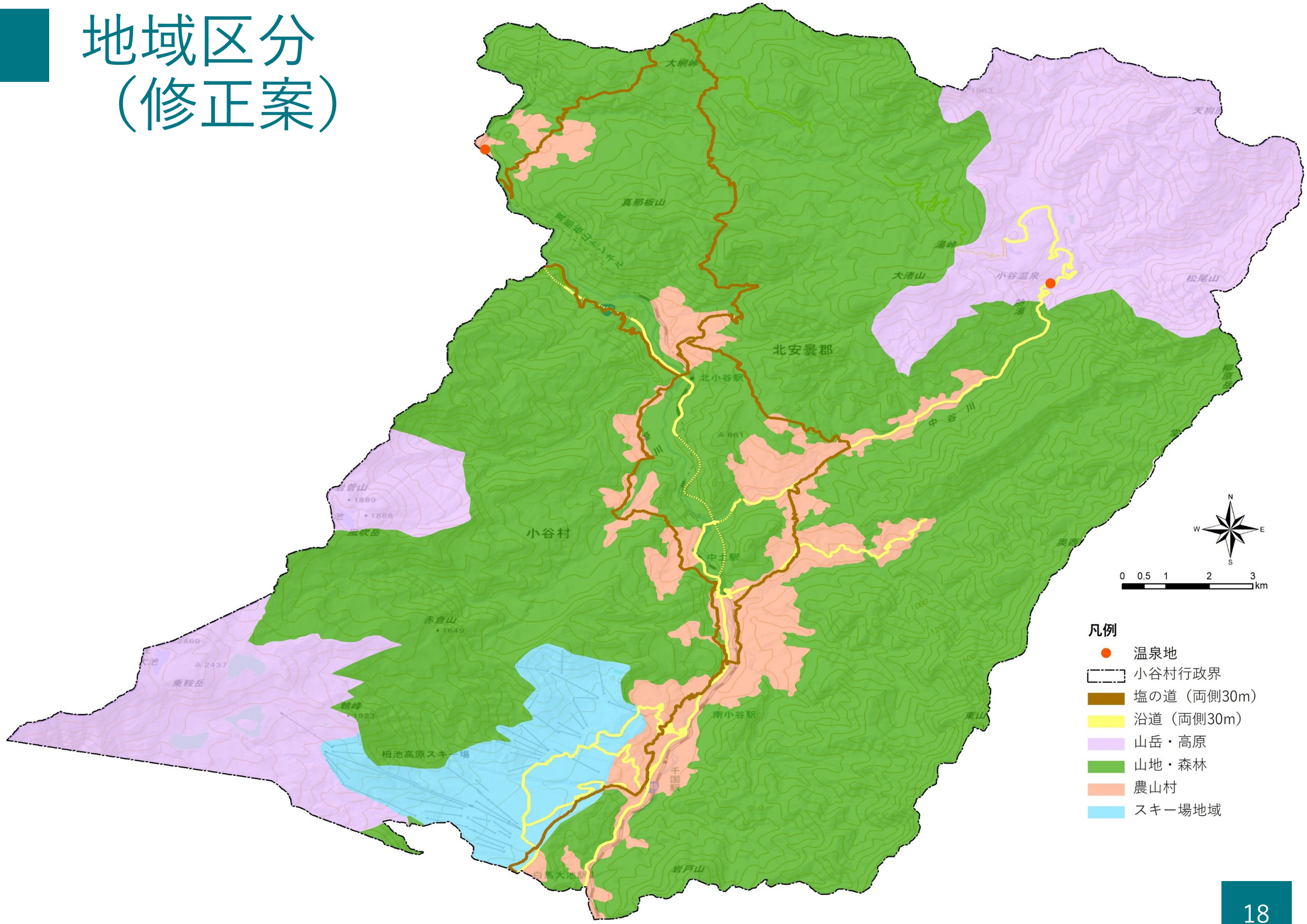
大網峠
真那板山
大渚山
湯峠
小谷温泉
松尾山
北安曇郡
北小谷駅
中谷川
小谷村
中谷駅
赤倉山
1649
乗鞍岳
2437
南小谷駅
千国駅
梅池高原スキー場
岩戸山
奥西
東山
柳原岳
N
W
E
S
0 0.5 1 2 3
km
凡例
温泉地
小谷村行政界
塩の道（両側30m）
沿道（両側30m）
山岳・高原
山地・森林
農山村
スキー場地域

②景観づくりの基本方針について

良好な景観の形成に関する方針

- 景観法第８条第３項において、定めることが望ましい事項とされています。
- 方針は、次の区分について定めます。
  - 景観計画区域全体（＝小谷村全域）
  - 地域区分ごと
    ☞ ①で示した地域区分ごとに方針を定めます。
- 参考：別紙資料をご覧ください。
  - 長野県景観育成計画「長野県景観育成方針」
  - 高山村景観計画［ゾーン別景観育成方針］

※基本方針の検討は次回以降行う予定です。

③景観づくりのルールについて

景観形成基準と届出対象行為

- 景観法第８条第２項第２号において、必須事項とされています。
- 景観形成基準とは？
  - 届出対象行為についての、地域区分ごとの基準。
  - 行為ごとに良好な景観形成のため必要な制限を定められる。
- 届出対象行為とは？
  - 建設など景観に影響を与える一定規模以上の行為。
  - 景観法に基づき、行為に着手する30日前までに届け出る。
  - 景観形成基準に適合するか審査を行う。

③景観づくりのルールについて

■長野県における良好な景観を育成する基準（抜粋）

↓小谷村が含まれる範囲

			都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
建築物・工作物	配置	道路後退	できるだけ後退	できるだけ後退 （5m以上後退に努める）	できるだけ後退	できるだけ後退 （10m以上後退に努める）
		隣地後退	隣地と協力して、まとまった空間	できるだけ離し、ゆとりある空間		
	規模		まち並みとしての連続性に配慮	高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内
	形態・意匠		周辺の建築物等の形態との調和	背景スカイライン及び建築物との調和	背景スカイライン及び田園との調和	周辺の山並みとの調和
	色彩等		周囲の建築物等と調和した色調	周囲の景観及び建築物等と調和した色調	周囲の田園や集落の景観と調和した色調	周辺の景観と調和した色調

出典：長野県景観育成計画の概要

※本日お配りした「浅間山麓景観育成重点地域の景観育成基準」も参考にしてください。

③景観づくりのルールについて

■参考：長野県における届出対象行為とその規模

↓小谷村が含まれる範囲

行為の種類		長野県全域（一般地域） 重点地域及び特定地区を除く	景観育成重点地域 景観育成特定地区
建築物 新築等 外観変更(修繕、模様替え、色彩変更)		高さ13m又は 建築面積1,000㎡超 変更面積400㎡超	高さ13m又は 床面積20㎡超 変更面積25㎡超
工作物新設等	プラント類等	高さ13m又は築造面積1,000㎡超	高さ13m又は築造面積20㎡超
	電気供給・通信施設	高さ20m超	高さ８m超
	太陽光発電施設	太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000㎡超	太陽電池モジュールの築造面積の築造面積の合計20㎡超
	その他	高さ13m超	高さ５m超
開発行為、土地の形質変更、土石類の採取等		面積 3,000㎡超又は 法面等高さ３mかつ長さ30m超	面積 300㎡超又は 法面等高さ1.5m超
物件の堆積		高さ３m又は 堆積面積1,000㎡超	高さ３m又は 堆積面積100㎡超
特定外観意匠(公衆の関心を引く形態意匠)		表示面積25㎡超	表示面積３㎡超

出典：長野県景観育成計画の概要

③景観づくりのルールについて

ルールのイメージ［配置］

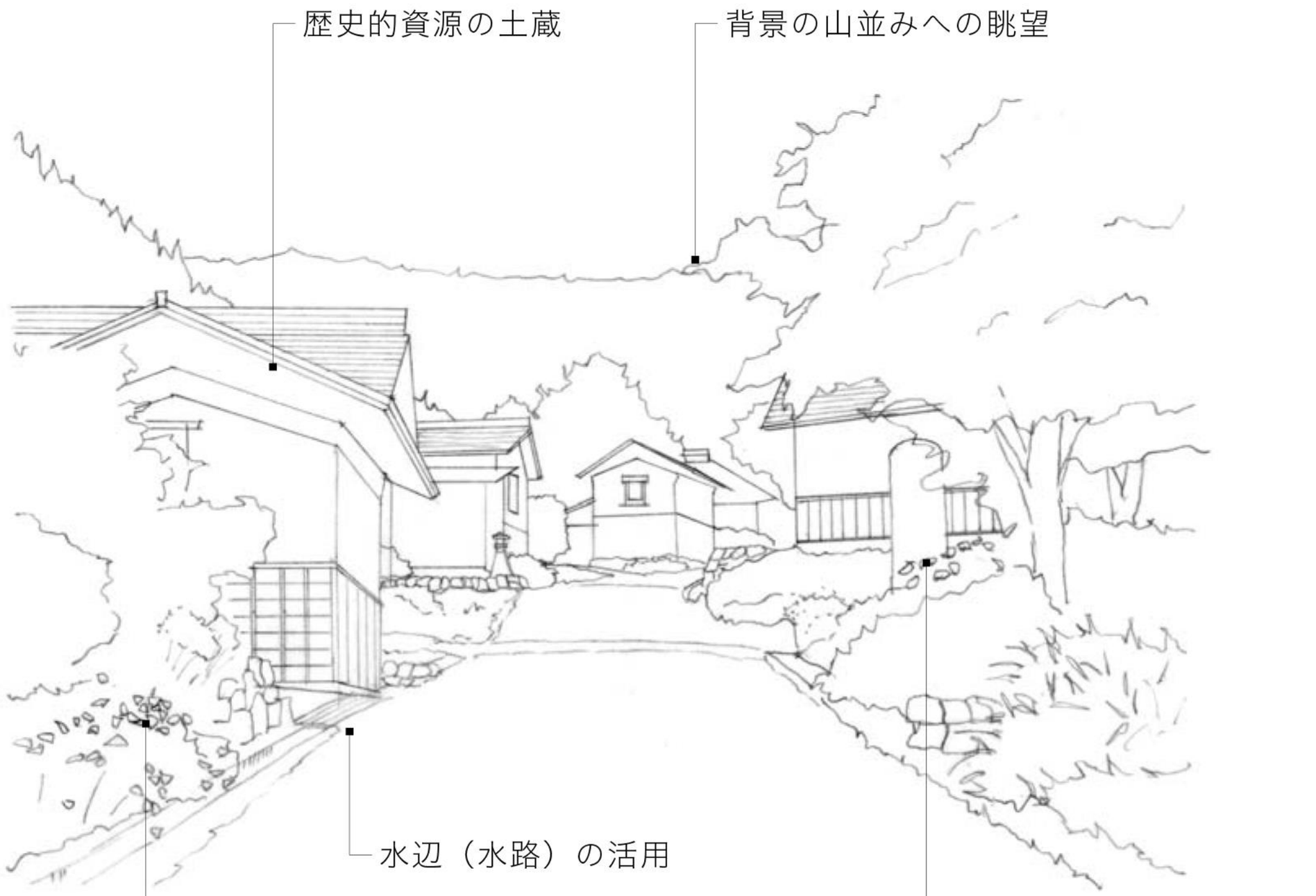

出典：飯山市風景づくりガイドライン

③景観づくりのルールについて

ルールのイメージ［規模］

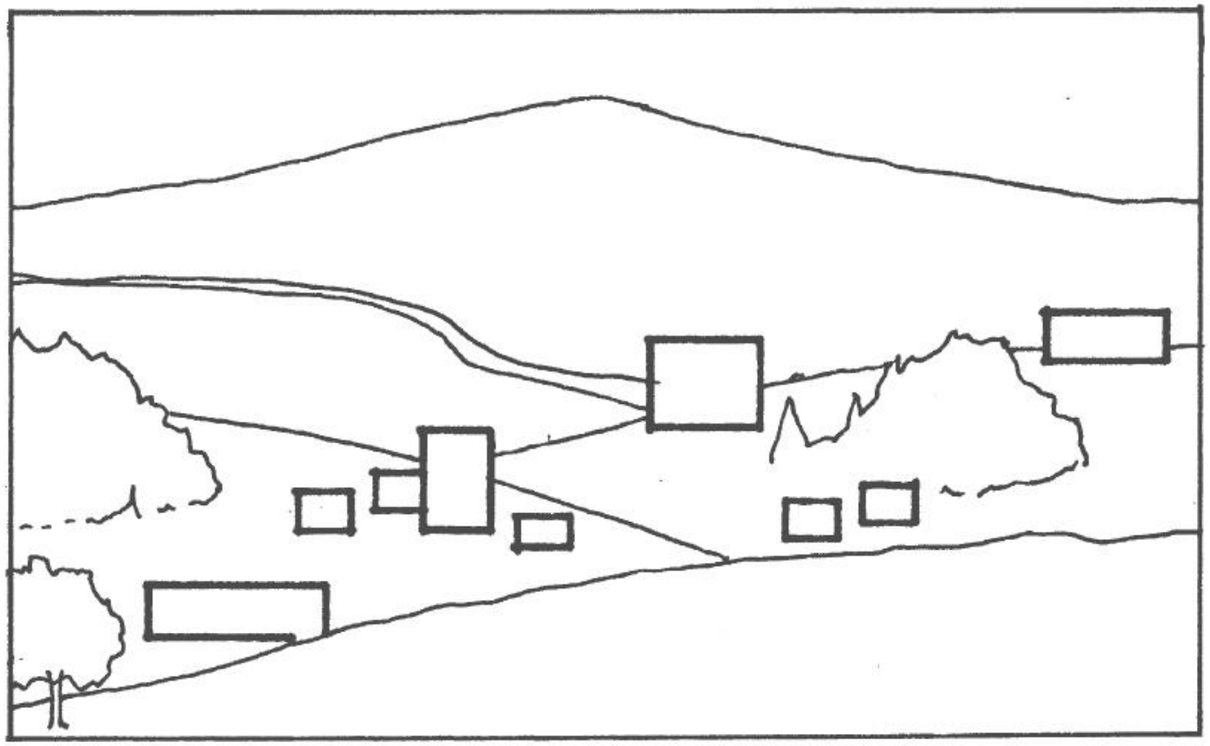

単純に規模の大きな建物は、周囲の山並み風景などをさえぎる

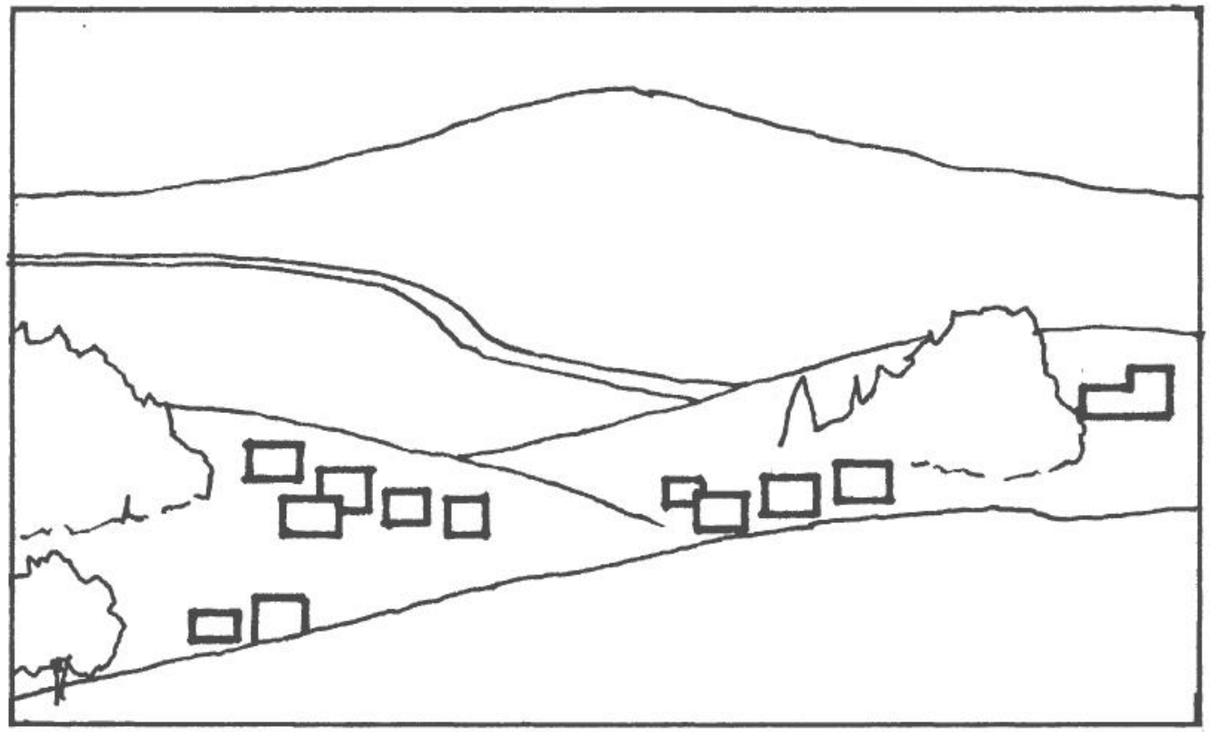

周囲の樹林やりょう線と調和するように高さや規模に配慮する

出典：飯山市風景づくりガイドライン

③景観づくりのルールについて

ルールのイメージ［形態］

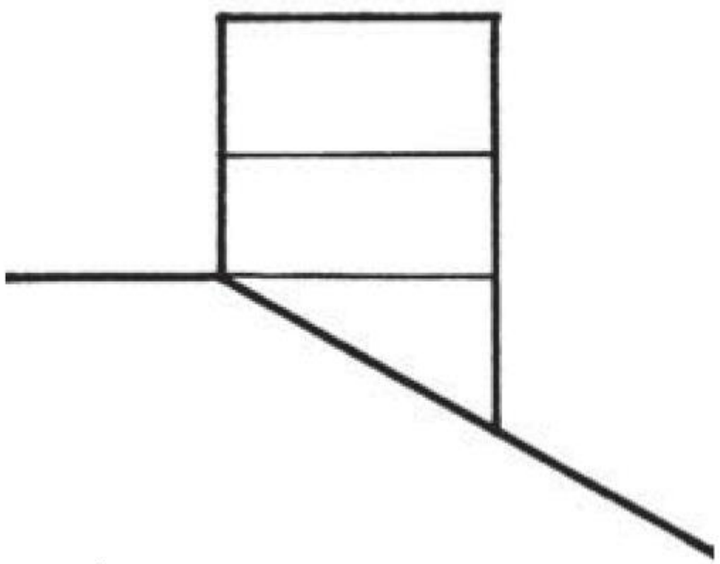

△壁面が大きく見える

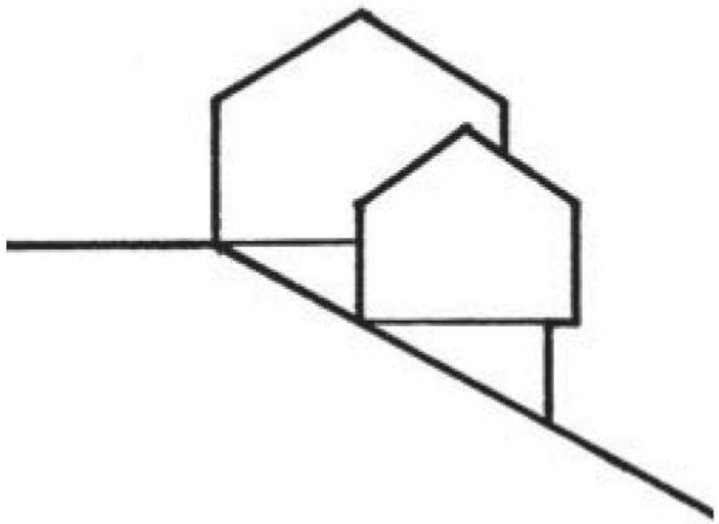

○斜面に馴染む形態

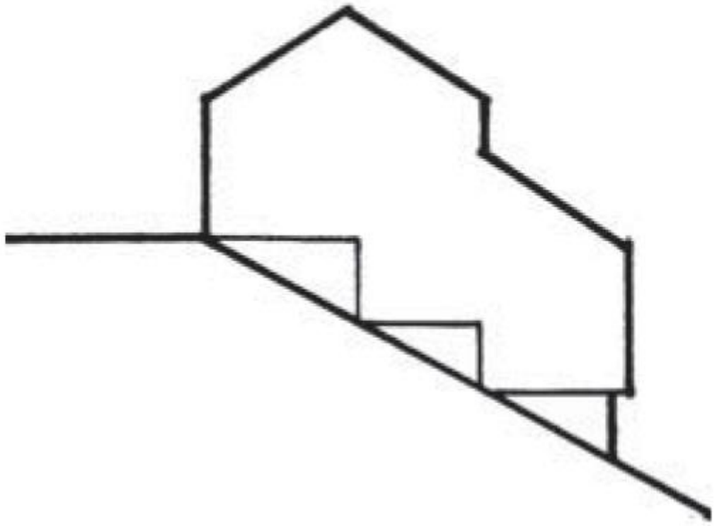

○斜面に馴染む形態

出典：飯山市風景づくりガイドライン

参考：これまでに出されている届出（概要）

行為の種類	届出者	届出行為	景観に配慮した事項
建築物新築・増改築	観光事業者	建物新築	● 落ち着きのある色彩計画
		建物増築	● 既存部分と統一されたデザイン
工作物新設等	携帯電話事業者	電波塔新設	● 色彩配慮による周辺景観との調和 ● 道路からの距離確保 ● 背面の山並みの眺望を阻害しない高さの配慮 ● 低光沢処理
土石類の採取等	土石採取事業者	土石類の採取	● 種子吹き付け、植栽 ● 道路からの距離確保

３．意見交換

【本日のテーマ】

①景観づくりの地域区分（確認）

②重点地域「塩の道」の景観づくりイメージ

意見交換の進め方

本日のテーマ

①景観づくりの地域区分

- 景観づくりの単位となる地域です。
  ☞この区分ごとにルールが変わってきます。
- これまでの懇談会・勉強会等での意見により、村の案として７つの区分をお話ししました。
  （普通地域：４、重点地域：３）

②重点地域「塩の道」の景観づくりイメージ

- 「塩の道」の景観をより良くするため何をすべきなのか話し合いましょう。

意見交換の進め方

①景観づくりの地域区分

- 村の案としてお話しした７つの区分の内容についてみんなで話し合いましょう。

地域区分（修正案）

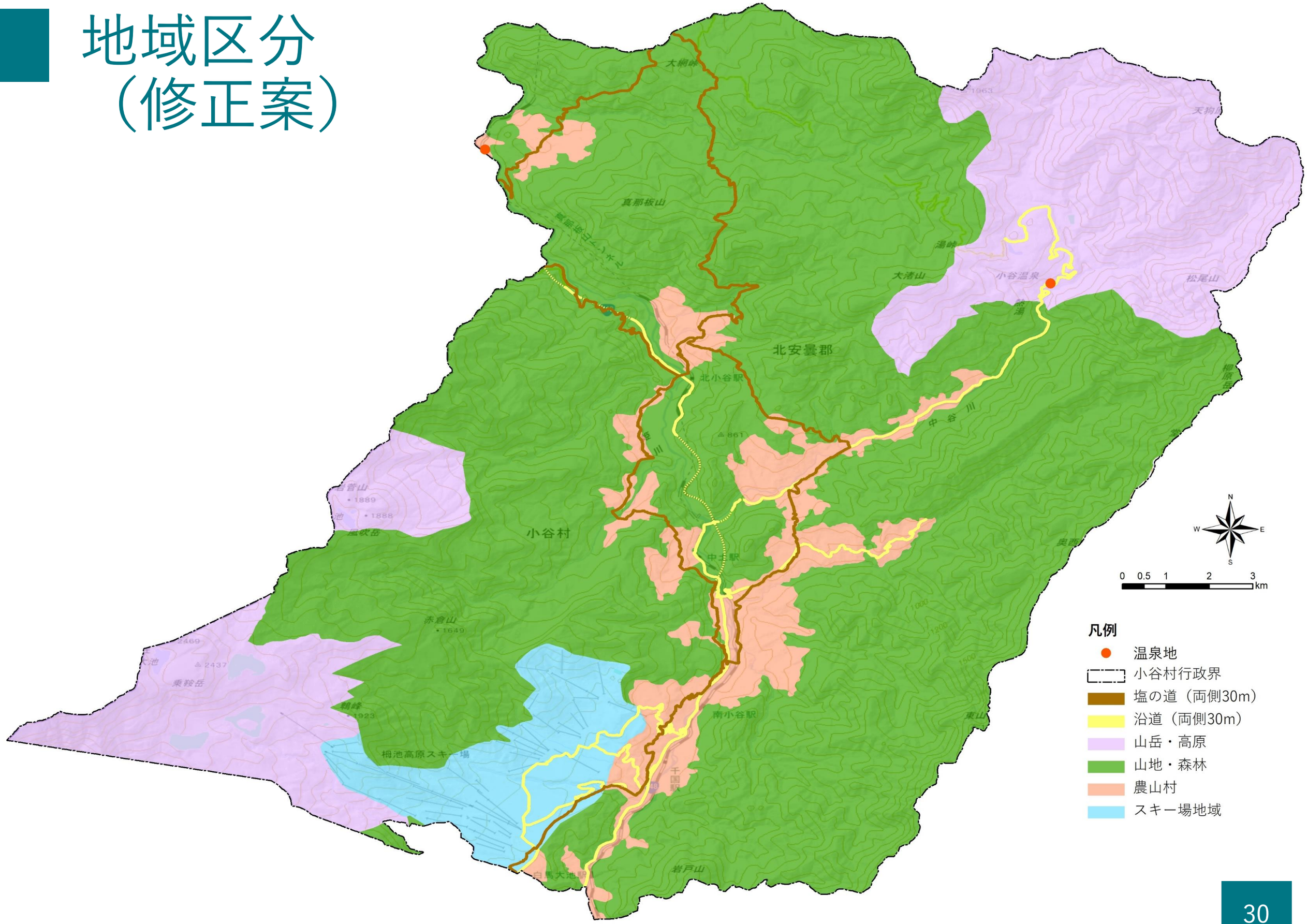
大網峠
真那板山
湯峠
大渚山
小谷温泉
松尾山
北安曇郡
北小谷駅
中谷川
小谷村
中谷駅
赤倉山
1649
乗鞍岳
2437
南小谷駅
千国駅
白馬大池駅
岩戸山
奥西
東山
柳原岳
N
W
E
S
0 0.5 1 2 3
km
凡例
温泉地
小谷村行政界
塩の道（両側30m）
沿道（両側30m）
山岳・高原
山地・森林
農山村
スキー場地域

意見交換の進め方

①景観づくりの地域区分

- 最後に発表していただきますので、発表者を１人決めてください。
- ピンク色の付せんを使用し、意見を書いてください。

ピンク色

- 意見を書いた付せんは、テーブルの上の表の中に貼り付けてください。

意見交換の進め方

②重点地域「塩の道」の景観づくりイメージ

- 「塩の道」にふさわしい景観づくりを考えます。
- 考えていただきたいこと

  「塩の道」の景観をより良くしていくために、どのような事が必要か、何をすべきなのかを話し合いましょう。

意見交換の進め方

②重点地域「塩の道」の景観づくりイメージ

- 黄色の付せんを使用し、
  意見を書いてください。

黄　色

- 意見を書いた付せんは、テーブルの
  上の表の中に貼り付けてください。